

平成 29 年 11 月 10 日
平成 29 年 12 月 12 日改訂
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁

平成 29 年度中の認定申請等にかかる提出期限について（注意喚起）

例年、年度末に新規/変更認定申請や変更届出の提出が集中することから、年度内にこれらの申請等の審査完了を希望する場合は、申請等の提出期限日を設定しています。今年度も同様の状況となることが想定されますが、加えて、今年度から再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い、審査項目が増加し、審査期間が長期化したこと、認定時に接続の同意を証する書類が必要となったこと等から、例年よりも前倒しして以下の通り各種提出期限日を設定します。

各種手続き	提出期限日
バイオマスの新規/変更認定申請(他省庁協議が必要な場合)	平成 29 年 12 月 12 日(火) (他省庁協議の時間を確保するため、他申請よりも早く設定)
上記以外の新規/変更認定申請及びバイオマスを含む全区分の変更届出	平成 30 年 1 月 12 日(金)
接続の同意を証する書類/環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出(当初の申請時に添付しなかった場合)	平成 30 年 2 月 16 日(金)

<提出期限日に関する注意点>

- 上記提出期限日までに申請書類等が適切な担当部署に到達しなければ、平成 29 年度中の認定等を取得することは困難になります。提出期限超過の理由による例外は一切ありませんのでご承知置きください。また、「到達」とは、紙での申請等の場合は消印ではなく各担当部署に営業時間中に到達していること、電子での申請等の場合は登録者による登録ではなく、期限日の 23 時 59 分までに設置者の承諾済みとなっていることを指します。半電子申請（太陽光 50kW 以上、風力、水力、地熱の新規申請）については、紙での申請書が期限内に到達する必要があることにご留意ください。提出先をお間違えの場合は、今年度中に認定等を取得することは困難になる可能性がありますのでご承知置きください。
なお、提出先に関する情報は以下の通りです。

50kW 未満太陽光発電設備に関する申請

以下の URL より電子で申請を行ってください。

<https://www.fit-portal.go.jp/>

50kW未満太陽光発電設備以外の設備に関する申請

以下表の各地方経済産業局の認定担当部署に提出してください。

地方経済産業局名	部 名	課 名	〒	住 所	電話番号	管轄区域	開庁時間
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道	8:30～12:00、 13:00～17:15
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	8:30～12:00、 13:00～17:15
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 新潟県、静岡県	9:30～12:00、 13:00～17:00
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	8:30～12:00、 13:00～18:00
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	8:30～12:00、 13:00～18:00
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策室	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	8:30～12:00、 13:00～17:15
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	8:30～12:00、 13:00～17:15
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5475	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	9:30～12:00、 13:00～17:00
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県	8:30～12:00、 13:00～17:15

- 申請等の内容に不備があった場合は、期限を定めて補正指示を行いますが、当該期限を過ぎても補正に必要な書類が提出されない場合は、原則として申請等を取り下げいただくなどの対応を行うこととなりますのでご承知置きください。
- 上記提出期限日の直前に申請等が殺到した場合には、補正期間が短期間になる可能性があります。可能な限りお早めにご提出いただきますようお願いいたします。
- 郵送の到達確認はしておりませんので、郵送される際には、できる限り書留などの配達記録が残る形で提出していただきますよう、お願いいたします。
- 接続の同意を証する書類の提出については、当初の申請と同時に提出いただきますようお願いいたします。どうしても申請時に当該書類が整わない場合は、平成30年2月16日（金）までに提出してください。平成30年2月16日（金）までに当該接続の同意を証する書類が提出されない場合は、今年度中に当該案件の審査を完了することは困難になる可能性がありますのでご承知置きください。

接続の同意を証する書類は新規申請のページをご参照ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html

- 電力会社における接続契約締結に要する期間については、再生可能エネルギー発電設備の発電出力や連系希望地点付近の系統状況などにより、大きく異なります。低圧（50kW未満）の場合には、高圧及び特別高圧に比べ短期間で接続契約締結が可能な傾向にありますが、連系希望地点付近の系統状況によっては、検討に時間を要する場合がありますため、早期の手続きをお勧めします。また、高圧及び特別高圧については、接続検討および契約申込みに対する回答に要する期間（標準処理期間8～9か月）が必要なため、契約締結までの期間が長期間に及ぶ場合があります。以上のとおり、接続契約締結までどの程度の時間を要するかについては、場所や条件により大きく期間が異なります。詳しくは各電力会社のホームページ等でご確認ください。

- 変更認定が必要な案件に関し、電力会社との特定契約を締結するには、原則として特定契約（買取契約）を締結する前に、変更認定が完了していることが必要です。太陽光 10kW 未満の未運開案件で運転開始期限が設定されている場合は、今年度中に変更認定が完了したとしても、特定契約の締結および電力会社における系統連系にかかる工事に期間を要することから、運転開始期限までに運転開始に至らない可能性がありますので、期日にかかわらず早期の変更認定申請をお願いします。
- 法律や条例に基づく環境影響評価の対象となる設備についての再生可能エネルギー発電事業計画認定におきましては、申請時の添付書類として環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の提出を求めているところですが、申請時点で方法書に関する手続を開始したことを証する書類の添付ができない場合でも申請を受け付けることとし、経済産業局での審査と並行しながら、方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出を可能とします。認定申請に当たっては、申請書に添付する「関係法令手続状況報告書」のうち環境アセスメントの「該当の有無」欄を「相談中」にチェックし、「確認・相談先（部署名）」欄に「現在、方法書についての手続開始の準備をしている状況であり、平成 30 年〇月までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出できる見込みです。」と記入してください。本取扱いを希望する場合は、認定申請を行う前に申請先の経済産業局の認定担当部署へ必ずご確認ください。方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出については、平成 30 年 2 月 16 日（金）までに各経済産業局に到達するように提出してください。上記期限までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類の追加提出がされない場合は、3 月末までの認定が困難になる可能性があります。
- 申請等について、不備が大変多くなっております。記載要領をあらかじめご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。なお、50kW 未満太陽光については以下のウェブサイトによくある不備について掲載されておりますので併せてご確認いただきますようお願いいたします。
JP-AC 代行申請センター <http://jp-ac-info.jp/>

■本件に関するお問合せ窓口

<全発電区分について>

0570-057-333（受付時間：平日 9:00 から 18:00）[PHS/IP 電話からは、042-524-4261]

<50kW 未満太陽光について>

0570-03-8210（受付時間：平日の 9:20 から 17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

また、申請手続に関する情報については、下記ホームページをあらかじめよくご確認いただきますようお願いいたします。

なっとく！再生可能エネルギー <https://www.fit-portal.go.jp/>

以上